

次期枠組みに関する日本提案

日本は、議長が COP14 に向けて取りまとめるペーパーへのインプットとして、ここに具体的な提案を提出する。

なお、日本は、AWG-LCA の作業に関して既にサブミッションを提出しており(末尾参照)、バリ行動計画パラ1の各要素の内容に係る日本の考え方については、これらのサブミッションを参照いただきたい。

0. 将来枠組みの基本的構造

- 2013 年以降の枠組みの法体系は、今後の法的検討を踏まえて最終的に判断されるべきものではあるものの、すべての国による責任ある行動を実現するには、新たな1つの議定書の採択によることが望ましい。必要な要素が含まれるのであれば、京都議定書の改正でも対応可能。

1. 共有のビジョン

- 2050 年までに世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも 50%削減するという長期目標を、ビジョンとして UNFCCC の下で採択する。この目標の実現に向け、今後 10～20 年後に世界全体での排出量をピークアウトさせることを目指すとともに、革新的技術開発の強化や低炭素社会の実現等、長期的な観点から対策を強化する。

2. 緩和

(1) 先進国の約束又は行動

(a) 「先進国」の範囲

- 現行の京都議定書上の「附属書 に掲げる締約国」(以下「附属書 国」という。)は、引き続き附属書 国として責任を果たす。
- OECD 加盟国、経済発展段階等にかんがみそれに比肩しうると考えられる国及び自主的に希望する国は、附属書 国としての義務を課されるものとする。なお、OECD 加盟国に比肩しうると考えられる国については、例えば以下の指標等を用いて、総合的な検討を行った上で結論を出すこととする。
 - 一人当たり GDP
 - 一人当たり GHG 排出量
 - 人間開発指標
 - GDP 当たり GHG 排出量
 - 世界全体に占める GHG 排出シェア
 - 歴史的排出量 / 将来の排出量への寄与
 - 産業構造、エネルギー構成
 - 人口及び人口動態
 - 自然・地理的条件(国土面積及び温度等の気候条件を含む。)

(b) 約束又は行動の内容

- 附属書 国は、国別総量目標を設定し、これを約束として達成する義務を負う。附属書 国は国別総量目標を国内措置により達成することを基本としつつ、柔軟性のある措置を補足的に活用できるものとする。また、土地利用、土地利用変化及び林業(LULUCF)の取扱いについては、第一約束期間のルールとの継続性及び整合性を確保しつつ、適切に国別総量目標の一部として位置づける。
- 附属書 国の国別総量目標は、2013年から20XX年までの期間に関し、
 - データが入手可能な最新の年を含む複数の年からの削減率
 - 排出総量自体で示す。

(c) 比較可能性の確保

- 附属書 国の国別総量目標は、すべての国別に緩和努力の比較可能性を確保して設定する(各国は、設定された国別総量目標について、個別に又は共同して履行することができる。)。
- 附属書 国における緩和努力の比較可能性は、国別総量目標の設定において、国別に、セクターごとのエネルギー原単位や温室効果ガス(GHG)原単位等の指標を用いてセクターごとの削減量を積み上げるセクター別アプローチを活用し、限界削減費用、総削減費用の対GDP比等を考慮して確保する。
- 分析のためのセクターの分類としては、例えば、以下のとおりとすることが考えられる。
 - 鉄鋼、セメント、アルミ、発電、その他の産業、民生(業務、家庭)、運輸(貨物、旅客)、農業、LULUCF、廃棄物

(2) 途上国の行動

(a) 途上国の差異化

- 途上国は、「共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力」の原則に従い、以下の3つのグループに分類する。
 - (i) 経済の発展段階及び対策の能力、世界全体の排出に与える影響等の観点から、一層の緩和のための行動が必要とされる国
 - (ii) 総排出量が極めて少なく、気候変動による悪影響に脆弱な国(後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国を含む。)
 - (iii) その他の途上国
- 上記の分類に当たっては、例えば(1)-(a)に掲げる指標等を用いて、総合的な検討を行った上で結論を出すこととする。

(b) 各分類における行動の内容

- 途上国の緩和のための行動については、(a)の分類ごとに、以下の内容を中心に

行動を検討すべき。

(a)-(i)の国

- 主要セクター(例えば、電力、鉄鋼、セメント、アルミ、交通)につき、単位活動量当たりの GHG 排出量又はエネルギー消費量について、各国の国情を踏まえ、拘束力のある目標を設定する。
なお、これは、何らかの貿易制限措置につなげることを意図したものではない。
- エコノミーワイドの GDP 単位当たり GHG 排出量又はエネルギー消費量について、各国の国情を踏まえ、拘束力のある目標を設定する。なお、これに将来の活動予測を勘案した排出総量見通しを、参考値として示す。
- 国際的支援の下、上記目標に関する測定制度を整備し、データ収集、締約国会議への情報の提出及び専門家チームによる検証を受ける。
- 緩和のための政策措置を含む自発的な国家行動計画を締約国会議に提出する。締約国会議は国家行動計画を定期的にレビューする。

(a)-(ii)及び(a)-(iii)の国

- 緩和のための政策措置を含む自発的な国家行動計画を締約国会議に提出し、定期的にレビューする。

(3) 卒業

- 途上国の経済発展等の変化に伴い、ある国が(1)-(a)に掲げる指標等に照らしてより上位の分類の基準に達した場合は、締約国会議での決定により、当該国は上位の分類に移行する。
- ただし、各分類の基準に達しない場合でも、より上位の分類に自らを位置付けてより厳しい緩和のための約束又は行動にコミットしようとする国については、当該分類に位置付けることとする。

3. 適応

- 気候変動による悪影響に脆弱な 2.(2)(a)-(ii)の国に対する適応のための措置を強化する。既存の資金メカニズムの活用に加え、新たな資金需要への対応を検討する(「5.資金」参照)。

4. 技術

- 長期目標の実現に向け、関連の国際機関等とも連携しつつ、先進国は、意欲ある途上国とともに、研究開発投資の拡大、技術ロードマップの国際共有、国際連携の強化を通じて革新的技術開発を促進する。
- 2. (2)(b)に示す途上国の行動を支援するため、産業界等が参加するセクター別サブグループを設置し、技術移転の状況に関する情報共有、削減ポテンシャル分析、実績指標の策定、さらに定量的な評価を踏まえ、必要な支援策の検討を行う。この結果を、資

金メカニズム(「5. 資金」参照)による技術移転の支援に活用する。

5. 資金

- (1) 各国の新たな資金的貢献は包括的に評価されるべきであり、様々な基準(UNFCCCの下での基金への拠出額、世銀の下にある基金等その他のマルチの枠組みへの拠出額、ODA 拠出額、各国が行う技術支援、開発投資額、市場を通じた投資額等)を用いた評価のあり方を検討すべき。
- (2) 既存の資金メカニズムの改善
 - 条約の下での既存の基金(SCCF 及び LDCF)には、現在一定額が拠出されているが、より有効な活用に向け、各々の評議会において、下記の観点を含む適切な改善のための議論を行うよう提案する。
 - 手続の迅速化
 - 地理的配分の衡平性の担保
 - 脆弱国への重点的な対応
 - 緩和(技術移転、キャパシティ・ビルディングを含む。)及び適応のバランスの確保
 - 審査基準の適正化を通じた資金の適正な活用
 - 事後評価の確保
- (3) 新たな資金需要への対応
 - 緩和及び適応の双方を対象とした新たな資金需要に関し、締約国からの拠出を含め、国際的な協力の下での対応を検討する。
- (4) セクター別の緩和行動支援
 - 途上国が行う国別に適切な行動を支援するメカニズムとして、セクター別クレジットメカニズムを検討する。
 - セクター別の原単位改善やコベネフィット(省エネ、大気汚染削減等)のある対策等に関連した技術導入・投資への民間融資促進のあり方やその他の制度(ラベリング等)を検討する。

6. 発効要件

- 実効的な枠組みが実現されるよう、新たな枠組みの発効要件につき検討する。

(参考:日本が既に提出しているサブミッション)

- FCCC/AWGLCA/2008/MISC.1/Add.1 p.3~11
- FCCC/AWGLCA/2008/MISC.2 p.13~39
- FCCC/AWGLCA/2008/MISC.4 p.8~16
- FCCC/AWGLCA/2008/MISC.4/Add.1 p.8~9

(了)